

提出期限: 事実発生から **5日以内**
 青字は事業主、赤字は本人が記入してください。
 追加は、出生を除き **1ヶ月以上の滞り認定せず、健保に書類が届いた日の認定になります。**
 やむを得ない事情で提出が遅れ滞り認定を希望する場合は、その旨の申出書を提出してください。

【削除についての取り扱い方】
 ・就職: 就職した日
 ・離婚: 離婚した日
 ・死亡: 死亡した日の翌日
 ・収入増: 収入が「基準額を超えた日」または「基準額を超える見込みとなった日」
 ・失業保険の受給開始: 受給開始日
 ・65歳~74歳で一定の障害があると広域連合の障害認定を受けた: 障害認定を受けた日
 ・後期高齢者医療制度の被保険者になった: 75歳の誕生日

健康保険被扶養者(異動) **追加** 届 **削除**

令和 6 年 10 月 10 日 提出

事業所番号	999
事業所在地	〒112-xxxx 東京都文京区小石川○○-xx-△
事業名称	大西洋産材株式会社
事業主名	代表取締役 大西 洋介
電話番号	TEL 03-○○○○-xxxx

※確認欄に、必ずチェックをしてください。

確認欄	<input checked="" type="checkbox"/>	この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容について誤りがないか申請者本人が確認している。
-----	-------------------------------------	--

担当書名	大洗
社会保険労務士の記載欄(氏名等)	

被保険者欄	記号 999 番号 99999	※続柄は、戸籍と同じように記入してください。(例)長男・長女
氏名	タイヘイ 洋一郎	住所 〒135-xxxx 東京都江東区豊洲○○-xx-△△
所屬(会社名)	大西洋産材株式会社	TEL 03-xxxx-○○○○
内線		被保険者 TEL 090-9999-9999

被扶養者①	氏名	タイヘイ 太郎	生年月日	昭和 06 06 06	性別	1.男 2.女
	続柄	長男	職業	無	収入(年収)	0
被扶養者②	氏名		生年月日		性別	1.男 2.女
	続柄		職業		収入(年収)	
被扶養者③	氏名		生年月日		性別	1.男 2.女
	続柄		職業		収入(年収)	
被扶養者④	氏名		生年月日		性別	1.男 2.女
	続柄		職業		収入(年収)	

記入もれや誤りが多いところ(特にご注意ください)

- 記号・番号は、被保険者証または資格確認書の記号・番号です。
- 続柄は、戸籍と同一の続柄を記入してください。
 例) 長男・長女・養子・養女など。
 被保険者と再婚した配偶者との子は、前妻との間に、長男・長女がいる場合でも長男・長女になります。
 ※ 再婚相手の子供と養子縁組をしていない場合は、「連れ子」と記入してください。
- 被保険者と別居の場合は、住所を記入してください。世帯分離は別居とみなします。
 被保険者が単身赴任中で、申請する被扶養者が被保険者の配偶者と非同居の場合は仕送り額を「状況報告書」に記入してください。
 認定にあたっては被扶養者の年収を上回る仕送りが必要です。
 (仕送りの考え方)
 例) 被扶養者の年収 60万
 60万円 ÷ 12 = 5万円/月 ⇒ 月5万円以上の仕送りが必要です。
 <注> 仕送りが被保険者世帯1人あたりの生活費を上回る場合は、別居家族の扶養は認定できません。
- 資格確認書の発行が必要な場合は、□に✓を入れてください。
 マイナ登録がすでにされている場合は、✓があっても資格確認書の発行はありません。

『全員提出が必要な書類』

- 被扶養者追加異動届
→ 太平洋セメント健康保険組合のホームページ http://www.taiheiyo-ce-kenpo.or.jp/04_download/index.html
「申請書式ダウンロード」より最新版を印刷して記入してください。
- 被扶養者状況報告書 → 当健康保険組合のホームページより印刷して記入してください。

『未就学児・小学生・中学生の方』

- ※ 添付書類不要。但し、追加で必要になる場合があります。
配偶者が当健康保険組合の扶養家族となっていない場合、子は原則として年収の多い方の被扶養者とします。配偶者の年収状況を確認してください。
配偶者が他の健康保険に加入している場合は、「扶養状況報告書」「被扶養者追加異動届」に配偶者の前年分の年間収入(前年分の源泉徴収票の支払金額)を記入し、コピーを添付してください。
子どもが2人以上いる家庭で夫婦がバラバラに被扶養者とすることはできません(収入が多い方の親が子ども全員を扶養します)。
* 他に優先扶養義務者がいる場合はその方の収入が確認できる証明書の提出も必要になります。

『全日制の高校生・大学生(大学院生・専門学校生を除く)の方』

- 在学証明書原本
* 学生証のコピーは不可
- 注) 「奨学金」は、収入になりますので、ご注意ください。
「奨学金」を受給されている場合は、受給金額のわかるものを添付してください。

『上記以外の方』

- ① 所得証明書原本 (収入金額が確認できる証明書)(コピー不可)
* 所得証明書は氏名の確認、給与・年金以外の収入がないか確認するために必要です。
無収入(昨年収入0)の場合は金額がアスタリスク(*)で表示された証明書または非課税証明書しか交付されない市町村があります。
→ 今年1月1日現在、住民票のある市町村で3か月以内に発行されたもの(コピー不可)

【収入無しの場合】

- ◎ 退職・・・退職日のわかる書類
→ 今まで加入していた社会保険の資格喪失証明書、退職証明書、雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、などの(コピー)
* 所得証明書に収入金額の記載があり、退職後収入なしの方は必ず退職日のわかる書類を提出
* 任意継続に加入している人は脱退できるか確認
雇用保険を受給する場合は、受給中は被扶養者となることができません
(ただし、60歳未満の方は基本手当日額が3,612円未満、60歳以上の方は、基本手当日額が5,000円未満の場合は被扶養者になることができます)。
配偶者の方は、雇用保険受給待期間中は被扶養者になることができます。
配偶者以外の方は、基本手当日額が上まわるときは、雇用保険受給待期間を含め受給終了まで被扶養者になることができません。
- 廃業(自営業)・・・廃業届
→ 税務署の受理印のあるもの(コピー)
- 雇用保険の受給終了・・・雇用保険受給資格者証(表裏全ページコピー)
→ 「支給終了」の印字があることが確認できるもの
- ◎ 教育訓練支援給付金等の受給終了
→ 終了が確認できるもの
- ◎ 結婚
前年まで収入あり、現在は無職の場合・・・退職日のわかる書類
→ 今まで加入していた社会保険の資格喪失証明書、退職証明書、雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、などの(コピー)

【収入有りの場合】

- ※ パートの場合・・・給与明細書(直近3か月分の明細書のコピー)
勤め始めたばかりで給与明細がない場合のみ「雇用契約書写」を提出
(契約期間、時給額、勤務時間、出勤日数などが明確に記載されていて金額が確認できるものに限りです。)
- ※ 自営業の場合・・・直近の確定申告書、収支内訳書(コピー)
- ※ 年金収入の場合(遺族年金、障害年金、企業年金など全ての年金を含む)・・・直近の年金振込通知書(コピー)
- ※ 収入減で扶養申請する場合
・ 今まで加入していた社会保険の資格喪失証明書、雇用契約書写、収入見込額証明(勤務先名、事業所印があるもの)等
・ 収入減が確認できる給与明細書3か月分写

【別居家族の場合】

- ※ 直近3か月分の送金証明(いつ、誰が、誰に、いくら送金したかを確認できるもの)が必要。
手渡し、被保険者の銀行口座振替は確認が取れないため、送金していても不可とします。
仕送りは扶養申請対象者の年収を上回る金額で、毎月金融機関を通して送金していることが条件
※ 配偶者または学生の子の場合は送金証明不要

【外国籍の場合】

- ※ 在留カード(コピー)・住民票
→ 被保険者との関係、滞在期間がわかるもの
※ 海外に単身で生活している配偶者は、扶養認定対象外となります。

【父母・義父母の場合】

- 父母 → 同居・別居どちらも認定可(別居の場合は「仕送り証明」が必要。世帯分離は、別居扱い)
- 義父母 → 同居のみ認定可
- ※ 必ず提出
・ 世帯全員分の住民票(発行日より3か月以内の原本)

【海外居住者の場合】

- ① 外国において留学をする学生
→ 査証(入国が許可されたことわかる部分のコピー)、在学証明書(原本)、入学証明書(コピー)等
- ② 日本からの海外赴任に同行する家族
→ 査証(入国が許可されたことわかる部分のコピー)
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方
→ 査証(入国が許可されたことわかる部分のコピー)
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方
→ 出生や婚姻等を確認する書類(原則、原本)
- ⑤ ①～④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方
→ 査証(入国が許可されたことわかる部分のコピー)等